

# 「弘前市道路損傷等通報システム」 運用方針

## 1. 目的

弘前市道路損傷等通報システム（以下、通報システム）は、市が管理する道路施設に関する損傷などを、LINE を通じて手軽に情報提供してもらうことで、正確な場所の特定、状況確認が行われ、市民との協働による危険箇所の早期発見と迅速な対応を行うことを目的とします。

## 2. 通報の受付

市が管理する道路施設の損傷などの状況が分かる写真、およびその場所の位置情報などで、道路損傷などが特定できる場合、当該通報を受け付けます。

なお、市が管理していない施設の場合は、管理者が特定できた場合、管理者へ情報提供します。

## 3. 通報への対応

- (1) 通報は、道路維持課が受信し、情報を基に現場を確認します。
- (2) 通報に関する受信確認は、原則として開庁時間内とします。（祝日、年末年始を除く、月曜日から金曜日の午前8時30分から午後5時）
- (3) 通報システムは、維持管理のための情報収集を目的としており、通報内容への応答は自動応答です。通報内容へ個別に返信することや、対応状況を連絡することはありません。
- (4) 通報への対応については、期間を要することがあります。また、損傷などの状況によっては、経過観察などの対応とする場合があります。
- (5) 通報の内容およびその対応結果は、月1回程度、市のホームページで公表します。（除排雪に係る通報を除く）

個別に回答が必要な場合や、緊急の場合は、道路維持課までご連絡ください。

電話番号：0172-32-8555

# 「弘前市道路損傷等通報システム」 運用方針

## 4. 通報システムの管理者

弘前市建設部道路維持課

## 5. 注意事項

- (1) 通報いただいた内容で道路損傷の位置が特定できない場合、対応できないことがあります。
- (2) 国道、県道および私道など、市が管理していない道路の通報や、道路以外の通報は、対応できません。(私道の除排雪に係る通報を除く)
- (3) 通報内容には、個人が特定できる住所や電話番号などの情報は含めないで下さい。
- (4) 通報システムを通じて、以下に該当するものを送信することはご遠慮ください。また、これらの情報が含まれる通報については、対応できない場合や削除ことがあります。
  - 法令等に違反するもの
  - 公序良俗に反するもの
  - 犯罪行為を助長するもの
  - 政治活動、選挙活動、宗教活動、またはこれらに類似するもの
  - 特定の個人、企業、団体等を誹謗中傷し、または名誉もしくは信用を傷つけるもの
  - 本人の承諾なくプライバシーを侵害するもの
  - 第三者の特許権、意匠権、著作権、商標権、肖像権などを侵害するもの
  - 営利を目的としたもの
  - 記載された内容が虚偽、または著しく事実と異なるもの
  - LINE の利用規則に反するもの
  - その他、市が運営上不適当であると判断したもの

## 6. 情報の取扱い

原則として、提供いただいた写真や位置情報などを、道路管理の業務以外で使用することはありませんが、必要に応じて情報を保存させていただきますので、ご了承ください。

## 「弘前市道路損傷等通報システム」 運用方針

### 7. 免責事項

- 
- (1) 市は、利用者が通報システムを利用したこと、または利用できなかったことによって生じたいかなる損害についても、一切責任を負いません。
  - (2) 市は、通報システムに関連して、利用者と第三者間で紛争が発生した場合であっても、一切責任を負いません。
  - (3) 通報システムは、LINE 株式会社によって運用されています。LINE の技術的な質問や運用に関しては、一切お答えすることができません。
  - (4) 市は、予告なく運用方針の変更や見直し、または中止をする場合があります。

### 8. 問い合わせ先

---

弘前市 建設部道路維持課

電 話：0172-32-8555